

美浜発電所の状況



美浜1号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜2号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

今回の報告では、11月17日から12月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

関西電力(株)が美浜3号機の運転期間を60年間とする「運転期間延長認可申請書」と「工事計画認可申請書」を原子力規制委員会に提出

11月26日に、関西電力(株)は、美浜3号機の「運転期間延長認可申請書(※1)」と「工事計画認可申請書(※2)」を原子力規制委員会へ提出しました。

当日は、関西電力(株)の藤原健二美浜発電所長が町役場に来庁され、この申請内容について、山口町長に説明を行いました。

藤原所長は、「美浜3号機について、本年5月16日から運転期間延長認可申請に必要となる特別点検(※3)を実施し、更に、高経年化技術評価(※4)とその評価に基づく長期保守管理方針(※5)について評価した結果、運転期間を60年間としても安全上問題がないことを確認したことから、この程、運転期間延長認可申請書と工事計画認可申請書を原子力規制委員会に提出した。今後、町民の皆様へ、運転延長の重要性・必要性等を丁寧に説明していくとともに、全社を挙げて国の審査に迅速且つ的確に対応し、安全の確保を最優先とした世界一安全な原子力発電所を目指していく。」と説明しました。

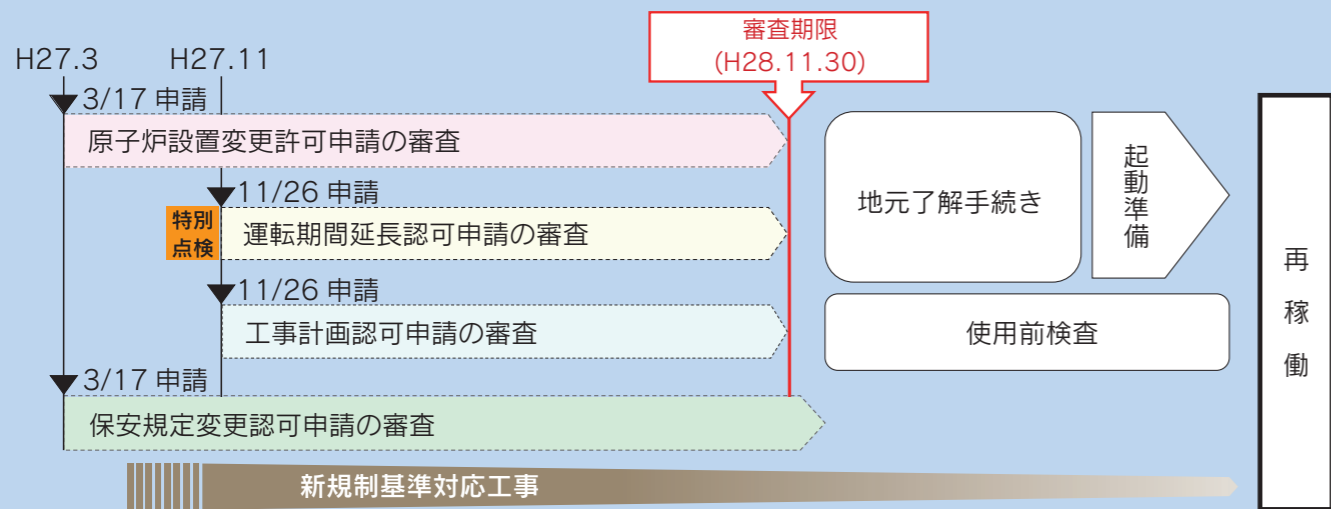
この説明を受け、山口町長は、「特別点検や高経年化技術評価の結果を含め、40年を超えた運転期間延長の必要性について、町民へ丁寧に説明するとともに、

今後も、安全に対する取り組みを一層充実させ、世界一安全な原子力発電所を目指すこと。また、関西電力(株)として国の審査に迅速且つ真摯に対応し、法的期限内の認可取得に向け、最大限の努力をさせていただきたい。」と強く要請しました。藤原所長は、「ご指摘いただいた内容について、町民の皆様へ丁寧に説明し、理解を得るよう努めていきます。また、国の審査についても、全力で真摯且つ迅速、的確に対応していきます。」と述べられました。



↑山口町長に美浜3号機の運転期間延長認可申請等について説明する藤原所長(写真左)

美浜3号機 再稼働までに必要な手続きのイメージ(新規制基準適合性審査の流れ)



(※1) 運転期間延長認可申請書

発電用原子炉を運転開始から40年を超えて運転する場合に特別点検の結果等とともに、国へ提出する申請。国の認可を受けた場合は、1回に限り最長で20年の運転延長が可能。

(※2) 工事計画認可申請書

原子炉施設における設備の構造や強度等の詳細な設計を取りまとめた申請。

(※3) 特別点検

原子炉容器や原子炉格納容器、コンクリート構造物の劣化状況等を確認する点検。

(※4) 高経年化技術評価

原子力発電所において安全上特に重要な機器や構造物(原子炉容器・配管等)について、運転開始以降、60年間の運転を仮定し、長期間の使用に対する健全性を確認し、経年劣化事象に対して、現状の保全活動の妥当性や耐震性の影響等について評価すること。

(※5) 長期保守管理方針

高経年化技術評価に基づき、今後10年間で必要となる点検や機器の取り替え等の管理方法について取りまとめたもの。

全国原子力発電所所在市町村協議会全体会議が開催されました。

11月25日に、全国都市会館(東京)で全国原子力発電所所在市町村協議会(会長・渕上敦賀市長)の全体会議(国との意見交換会)が開催されました。

当日は、経済産業省の関係者出席のもと、原子力発電を取り巻く課題や問題点について活発な意見交換が行われ、山口町長は、次の4点について国の見解を求め、吉野恭司資源エネルギー政策統括調整官が応えました。

問1 廃炉に伴い発生する放射性廃棄物や使用済燃料については、発電所敷地外への早期搬出が基本であるとの認識に立ち、中間貯蔵施設や最終処分場等の諸課題について、国の主導による早期解決に向けた取り組みを強力に進めていただきたい。

答1 政府では、本年10月に「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定し、先日、各電力事業者の計画について報告を受けたところである。一方、(使用済燃料を)受け入れていただくための交付金の対応も進めている。この課題については、電力消費地の理解が必要なので、引き続き理解活動を進めていきたい。

問2 エネルギー基本計画において重要なベースロード電源と位置付け

られた原子力発電の重要性と必要性について、国民に対し丁寧に説明し、理解を得る取り組みを積極的に進めていただきたい。

答2 福島第一原子力発電所事故後は、学校教育でも取り組みにくい面があったが、地道に教材作成や教員への教育等に取り組んでいる。国としては、直接多くの方々との対話ができればと考えている。

問3 国は、核燃料サイクルの重要性と、その中核となる「もんじゅ」の位置づけを再確認し、国民の理解を得る取り組みを進めていただきたい。

答3 国際的にも高速炉の開発を進めている中、「もんじゅ」の技術は確立しなければならぬ。また、40%出力運転が実現すれば、(放射性廃棄物の減容や有害度の低減に)必要となるデータも取得することができる。なお、今回の原子力規制委員会の勧告については、運営主体そのものの議論であり、文部科学省で検討されると考えている。

問4 廃炉が行われる立地市町村等に対して、新たに創設が予定されているエネルギー構造転換理解促進事業について、立地地域が半世紀以上に亘って、国のエネルギー政策に尽くし、心血を注いで創り上げてきた社会・経済構造が大きく変わろうと



↑国に原子力発電を取り巻く課題等を訴える山口町長

する中で、新たな雇用の創出や経済構造の変化等地域の実情に応じた事業が行えるよう柔軟な制度としていただきたい。

答4 廃炉への支援については、今回の交付金措置で対応させていただきたいと考えている。なお、どの程度の期間支援できるかは財務省との折衝もあり、制度全体として考えるとの限界はあるが、どこまでできるか検討していきたい。地元の要望に極力応えるよう全力で取り組む。

町では、今後も当該協議会と連携しながら、原子力発電を取り巻く課題や問題に取り組んでいきます。



紙ごみの有効活用

今月号は、燃えるごみの多くを占めている「紙ごみ」のリサイクルについてお知らせします。紙ごみのリサイクルを推進し、燃えるごみの減少にご協力をお願いします。



古紙の種類と出し方

本（雑誌や文庫本等）、新聞広告



20～30cmの厚みにして、ひもで十字にしばって出してください。新聞と広告は混在しても構いません。

ダンボール・厚紙



平たく伸ばしてからひもで十字にしばる、またはガムテープ（紙製）で側面を閉じて出してください。

紙パック（牛乳パック・酒パック等）



水洗いした後、切り開いて乾かし、ひもまたは輪ゴムで束ねて出してください。

その他紙類（小さな紙切れ・タバコの空箱等）



雑誌等にはさむか、透明なビニール袋や段ボール箱等に入れ、口を閉じて出してください。

※次のものは燃えるごみに出してください。

- ・アルバム ・写真
- ・ビニールコーティングされた紙
- ・紙パックで内側に銀色のアルミが貼られたもの
- ・箱についているビニール類や発泡スチロール紙
- ・パックについているプラスチック製の注ぎ口

燃えるごみの多くを占める紙ごみ

エコクル美方では、家庭から出た燃えるごみの中身を定期的に調査し、ごみの種類ごとに量を測定しています。調査の結果、この数年間でエコクル美方において焼却処分された燃えるごみの約半分が「紙ごみ」であることが分かりました。なお、平成25年度は、燃えるごみ全体の約58%を紙ごみが占めていましたが、皆さんの紙ごみのリサイクルへの意識が高まったおかげで、平成26年度

は紙ごみの割合は約42%に減少しました。

燃えるごみではなく資源ごみとして出すメリット

美浜町における、紙ごみの処分には、焼却処分のほか、回収・再資源化があります。資源ごみとして回収した紙ごみは、1kg当たり9.5円（平成27年12月時点）で売却され、ごみの収集や運搬等の費用に充てられます。新聞紙を例に挙げると、1ヶ月分をひとまとめにした場合の重さは約5kgで、約48円で売却できま

す。また、燃えるごみとして出してしまうと、ごみ袋の購入費用や焼却費用が余計にかかってしまいます。紙ごみのすべてがリサイクル可能というわけではありませんが、紙ごみを資源ごみとして出すことは、環境面だけでなく経済面でもメリットがあります。今後も、古紙の出し方を確認し、リサイクルにご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

町住民環境課（担当・藤村）
☎ 32-6703

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

美浜創生・人口減少対策室 国体推進室	32-6715
総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課（なびあす内）	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館（なびあす内）	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
文化財室	32-0027
給食センター	32-2111

1月の子育て支援センターの催しをお知らせします

○育児講座

◆「ベビーマッサージ講習会」

●日時 1月21日（木）

午後1時15分～2時30分

●会場 町子育て支援センター

●講師 塚本由美子氏（助産師）

●対象 町内の2ヶ月から7ヶ月

の子どもと保護者

●内容 オイルを使い赤ちゃんの

素肌をマッサージします。

●参加費 200円

●申し込み

1月5日（火）～1月19日（火）

●定員 子ども13人（先着順）

※お問い合わせ先

町子育て支援センター

☎ 32-0192

海のものもは118番

海上保安庁では、海上で発生する事件や事故の緊急通報用電話番号として、局番なしの3桁番号「118」番を運用しています。海の事件や事故の際は「118」番に電話をお願いします。

※お問い合わせ先

敦賀海上保安部管理課

☎ 0770-22-0666



消火栓・防火水槽の除雪にご協力をお願いします

消火栓や防火水槽は、火災が発生した時に使用する大切な施設です。消防署でも除雪を行っています。大雪時には除雪が遅れる場合もあります。お近くの消火栓や防火水槽の除雪にご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

美浜消防署

☎ 32-1190



積雪時の水道検針にご協力ください

冬季は、積雪によって水道検針が困難になることがありますので、次の点にご協力をお願いします。

- ・水道メーター付近を除雪する
- ・水道メーターの上には物を置かない

※お問い合わせ先

町上下水道課（担当・田辺）

☎ 32-1341





20歳になったら国民年金



国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることになります。

国民年金(基礎年金)の3つのメリット

- ① 老後を支えます!
- ② 病気やけがで障害の状態になった時に支えます!
- ③ 加入者が亡くなった時に、子のある配偶者や子を支えます!

世代間の支え合い

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の年金を負担するという「世代間の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

● **学生納付特例制度とは**
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

● **若年者納付猶予制度とは**
学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・港) ☎32-6703

イベント情報

～福滋県境交流促進協議会からのお知らせ～

福滋県境交流促進協議会は、嶺南6市町と滋賀県湖北・湖南の3市(米原市・長浜市・高島市)で構成される協議会です。

協議会では、県境を越えて交流を深め、各市町間で連携・協力することで、相互の魅力あるまちづくりを進めています。



↑ 敦賀西町の綱引き

開催日	イベント名	開催場所	お問い合わせ先	
1/6(水)～2/3(水)	発心寺の寒行托鉢	発心寺～旧市街地	若狭おばま観光案内所	☎0770-52-2082
1/9(土)～1/11(月)	ほうこくじんじやとおかえびす 豊国神社十日戎	豊国神社 (滋賀県長浜市)	豊国神社	☎0749-62-4838
1/30(土)～1/31(日)、2/6(土)、2/7(日)	長浜梅酒まつり	長浜鉄道スクエア (滋賀県長浜市)	公益社団法人 長浜観光協会	☎0749-65-6521
1/30(土)～3/10(木)予定	第34回鴨の里盆梅展と幸福を呼ぶおもて展	グリーンパーク山東 (滋賀県米原市)	グリーンパーク山東	☎0749-55-3751
1月17日(日)	敦賀西町の綱引き	敦賀市相生町 (旧西町地区)	敦賀市文化振興課	☎22-8152
1月23日(土)	たかしまマキノウインタ－フェスティバル2016	マキノ高原	四季遊園マキノ交流促進協議会事務局 マキノソールズオフィス	☎0740-28-8002

※お問い合わせ先 町企画政策課(担当・山本佐知子) ☎32-6701

「就職心援講座 ～適職診断セミナー～」を開催します

ミニジョブカフェ敦賀では、就職や再就職を考えている若い方を応援するセミナーを開催します。

●日時 2月6日(土) 午後1時30分～4時

●会場 ミニジョブカフェ敦賀 (敦賀市三島2丁目1-6 敦賀市男女共同参画センター内)

●対象 16歳以上39歳以下の方 (就職活動中、在職中、学生等は問いません)

●内容
・第1部 パソコンによる適職診断
・第2部 グループワークにより、自己分析を深める

●参加費 無料

※参加希望の人は事前に申し込みください。

※お問い合わせ先 ミニジョブカフェ敦賀 ☎23-5416

平成28年度福井県交通災害等遺児就学支度金の申請について

県では、平成28年度に小学校又は中学校に入学される交通災害等遺児の保護者に対し、就学支度金を支給します。

●対象 次の条件すべてに該当する方

- ・生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害、労働災害、天災、病気等で失っている。
- ・遺児や保護者の属する世帯に町民税の所得割を課されている人がいない。
- ・遺児が保護者以外の人の養子になっていない。

●申し込み期限 平成28年1月22日(金)

※申請には戸籍謄本、住民票、課税証明書等が必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせ先 町福祉課(担当・青池美里) ☎32-6704

平成27年度狩猟免許試験を実施します

●免許の種類

免許の種類	使用できる猟具の種類
網猟免許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟免許	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種銃猟免許	ライフル銃、散弾銃、空気銃(圧縮ガス銃を含む)
第二種銃猟免許	空気銃(圧縮ガス銃を含む)

●対象者

- ① 県内に住所を有する満18歳以上の方で、新たに網免許または、わな猟免許を取得しようとする方
- ② 県内に住所を有する満20歳以上の方で、新たに第一種銃猟免許または、第二種銃猟免許を取得しようとする方
- ③ 現に取得している狩猟免許と異なる種類の免許を取得しようとする方

●試験内容 適性試験、知識試験、技能試験



●試験日時・会場・申込期間
▼日時 平成28年2月21日(日) 午前9時30分～午後4時30分

▼会場 福井県立大学福井キャンパス

▼申込期間

平成27年12月21日(月)～平成28年1月15日(金)

※お問い合わせ先

嶺南振興局二州農林部林業水産課
☎22-0291
町農林水産課(担当・中瀬)
☎32-6706

ふるさと納税 で美浜町を応援してください

ふるさと納税とは、ふるさとの県や市町村等へ寄付することで、住民税等が軽減される制度です。美浜出身の方やゆかりのある方、美浜に関心のある方等、ぜひこの制度を利用して美浜町を応援してください。

○インターネットから申し込みができます

ふるさと納税専用WEBサイト「さとふる」からお申し込みください。

さとふる 美浜町



○税の軽減額(控除額)は・・・

確定申告等の手続きにより、原則として寄附した金額から2,000円を除いた額が、所得税及び住民税から全額控除(※)されます。

※全額控除される寄附金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります。控除額の目安は総務省のホームページをご参考ください。

総務省 ふるさと納税 限度額

○5,000円以上ご寄附いただいた方には、寄附額に応じてお礼品(町の特産品)を贈呈します。



※この他にも色々なお礼品があります。
※お礼品の贈呈は町外在住の方のみに限ります。

町では、これまでに601件(総額15,770,475円)の寄附金が全国各地から寄せられました(平成27年11月末現在)。
皆様からいただいた大切な寄附金は、町の発展のため有効に活用させていただきます。

※お問い合わせ先 町企画政策課(担当:宇都宮) ☎32-6701

夕暮れ時や夜間の交通事故に

注意しましょう!

暗くなってきたら、自動車の前照灯を早めに点灯し、夜間のハイビーム運動(他の車両と行き違う場合等他の交通を妨げる恐れのあるとき以外はハイビームにする)やスピードダウンを心がけ、歩行者や自転車利用者との事故防止に努めましょう。



※お問い合わせ先 町住民環境課(担当:上野) ☎32-6703

相続に関する無料相談を 実施します

福井県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続統計はお済みですか月間」と定め、相続に関する無料相談を実施します。

①無料相談

●日時

平成28年2月1日(月)～29日(月)
※予約不要

●場所

県内各司法書士事務所(ホームページに名簿一覧を掲載)

②司法書士・税理士による「相続・遺言に関する登記・税金なんでも相談会」

●日時

平成28年2月7日(日)
午前10時～午後4時
※予約不要

●場所

プラザ萬象 第3会議室
(敦賀市東洋町1-1)

※お問い合わせ先

福井県司法書士会

☎0776-30-0001

HP <http://www.fukuishihoh-shoshi.or.jp/>

福井県立盲学校の 幼児・生徒を募集します

福井県立盲学校では、病気や事故等による中途での失明や、視覚障がいなどで悩んでいる方々の将来につながるよう、卒業後に理療師(あん摩マツサージ指圧師・はり師・きゅう師)国家試験の受験資格が取得できる学科を設けています。

募集については、次のとおりです。

●募集学部

【幼稚部】

(満3歳から5歳までの幼児)

【高等部】

- ・本科普通科、本科保健医療科
- ・中学校卒業または卒業見込みの人
- ・専攻科理療科
- ・(高校卒業または卒業見込みの人)

●身体条件

・両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の人

・視力以外の視機能障がいが高度な人のうち、拡大鏡等を使用しても通常の文字や図形を認識することが不可能または著しく困難な人

●募集日時

平成28年1月12日(火)～18日(月)
午前9時～午後4時(土・日を除く)

●選考日

平成28年2月4日(木)

※受験希望の人は出願手続きをする前に一度来校してください。

詳しくはお問い合わせください。

※お問い合わせ先

福井県立盲学校

(福井市原目町39-8)

☎0776-54-5280

職場のトラブルで お困りの方へ

福井労働局の総合労働相談コーナーでは、個別労働紛争の未然防止や職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的とした解決援助サービスを無料で行っています。

解雇、退職、労働条件の不利益変更、いじめ・嫌がらせ等、職場でのトラブルについて、いつでもお気軽にご相談ください。

※お問い合わせ先

敦賀総合労働相談コーナー
(敦賀労働基準監督署内)

☎0770-22-0745

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。寄付禁止のルールを守り明るい選挙を実現しましょう。次のものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- お祭りへの寄付・差し入れ
- 落成式・開店祝等の花輪
- お歳暮・お年賀
- 秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典
- 葬儀の花輪・供花
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差し入れ
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 町内会の集会、旅館等の催物への寸志、飲食物の差し入れ
- 病気見舞い
- 入学祝、卒業祝

※詳しくは総務省のホームページをご覧ください http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※お問い合わせ先 町総務課・町選挙管理委員会事務局(担当:武田) ☎32-6700